

ショートステイ芙蓉荘 概略利用料金表

(1割負担)

(令和6年6月1日)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型 短期入所生活介護Ⅱ	介護保険分	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
		夜勤職員配置加算Ⅰ 13 円				
		サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 円				
		87 円	97 円	107 円	117 円	126 円
介護職員等処遇改善加算×14%						
食材料費		1,445 円 (朝325円・昼610円・夕510円)				
滞在費		855 円				
自己負担合計(日額)		3,009 円	3,088 円	3,171 円	3,251 円	3,329 円

\*当事業所による送迎を行った場合は、片道184円が加算となります。

介護保険負担限度額認定に記載されている額

※食費 負担額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	300 円	600 円	1000 円	1300 円	1,445 円
※滞在費 負担額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	370 円	370 円	370 円	370 円	855 円

負担限度額認定適用額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階(日額)	1,379 円	1,458 円	1,541 円	1,621 円	1,699 円
第2段階(日額)	1,679 円	1,758 円	1,841 円	1,921 円	1,999 円
第3段階①(日額)	2,079 円	2,158 円	2,241 円	2,321 円	2,399 円
第3段階②(日額)	2,379 円	2,458 円	2,541 円	2,621 円	2,699 円

(2割負担)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型 短期入所生活介護Ⅱ	介護保険分	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円
		夜勤職員配置加算Ⅰ 26 円				
		サービス提供体制強化加算Ⅲ 12 円				
		174 円	188 円	209 円	228 円	248 円
介護職員等処遇改善加算×14%						
食材料費		1,445 円 (朝325円・昼610円・夕510円)				
滞在費		855 円				
自己負担合計(日額)		3,718 円	3,870 円	4,037 円	4,196 円	4,354 円

\*当事業所による送迎を行った場合は、片道368円が加算となります。

(3割負担)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型 短期入所生活介護Ⅱ	介護保険分	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円
		夜勤職員配置加算Ⅰ 39 円				
		サービス提供体制強化加算Ⅲ 18 円				
		261 円	290 円	321 円	350 円	379 円
介護職員等処遇改善加算×14%						
食材料費		1,445 円 (朝325円・昼610円・夕510円)				
滞在費		855 円				
自己負担合計(日額)		4,427 円	4,663 円	4,913 円	5,152 円	5,388 円

\*当事業所による送迎を行った場合は、片道552円が加算となります。

利用者負担段階		1日あたりの食費・居住費		
本人及び世帯全員が住民税非課税		預貯金等資産	居住費 (多床室)	食費
第1段階	生活保護受給者及び老 齢福祉年金の受給者	単身1000万以下  夫婦2000万以下	370円	300円
第2段階	前年の合計所得金が金 額(特別控除後)+年金収 入額+非課税年金額※1 の合計が年間80万円以 下	単身650万以下  夫婦1650万以下	370円	600円
第3段階①	前年の合計所得金が金 額(特別控除後)+年金収 入額+非課税年金額※1 の合計が年間80万円超 120万円以下	単身550万以下  夫婦1550万以下	370円	1000円
第3段階②	前年の合計所得金が金 額(特別控除後)+年金収 入額+非課税年金額※1 の合計が年間120万円超	単身500万以下  夫婦1500万以下	370円	1300円
第4段階	上記以外の方		855円	1445円

※1 非課税年金(遺族年金、障害年金)

社会福祉法人等利用者減免対象者

対象の要件	基準	必要書類(本人及び世帯全員)
収入額	単身世帯 150万円以下	令和〇年中の収入が分かるもの(源泉徴収票) 預貯金通帳 健康保険証
	世帯員増 1人50万円加算	
預貯金等の保 有額	単身世帯 350万円以下	
	世帯員増 1人100万円加算	
	有価証券、債券等含む	
その他資産	日常生活に供する資産以外に活用できる資 産がないこと	
扶養	負担能力のある親族等に扶養されていない こと	
減額割合	25%(老齢福祉年金受給者は50%)	